

成年後見申立ての手引

大阪家庭裁判所 後見センター

大阪家庭裁判所堺支部 後見センター

大阪家庭裁判所岸和田支部 後見センター

<手引の内容>

・申立手続の説明に関するもの 3ページ

成年後見制度の説明や注意事項、管轄裁判所、申立てから後見人等選任までの流れについて記載してあります。

同封のパンフレットと合わせてご参照ください。

・申立てに必要な資料等に関するもの 15ページ

申立てまでに最低限集めていただく資料について記載しています。各資料の取寄先も記載していますので、ご利用ください。

・申立書類の見本 33ページ

「申立書類」の書き方の見本です。申立書類を記載されるときに、ご参照ください。

<別冊(同封の冊子)の内容>

別冊

・診断書関係

医師等に提出して、記載してもらおう書類です。

・登記されていないことの証明申請書

本人の「登記されていないことの証明書」の申請書です。

・申立書類

申立ての時に、裁判所に提出していただく書類です。

「申立てに必要な資料等に関するもの」に沿って集めていただいた資料をもとに記載してください。

申立手続の説明に関するもの

< 内容 >

- | | |
|--------------------|--------|
| ・ ご注意ください！ | 5 ページ |
| ・ 成年後見制度の利用をお考えの方へ | 6 ページ |
| ・ 管内支部等所在地一覧 | 13 ページ |

成年後見制度を利用されるにあたっては、以下の点について、

ご注意ください！

1 管轄に関する注意事項

成年後見等の申立ては、本人の住所地によって、その申立てを担当できる裁判所が決まっています(管轄)。

管轄のない裁判所に申立てをすると、管轄のある裁判所に移送される場合があります(13ページの「管内支部等所在地一覧」を参照ください)。

2 候補者に関する注意事項

後見人等の選任は、家庭裁判所が総合的に判断して行います。申立人が候補者を挙げた場合であっても、必ずしもその候補者が後見人等に選任されるとは限らず、事案によっては、第三者専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)が選任されることがあります。

また、申立人が挙げた候補者を後見人等に選任する場合でも、後見人等の事務を監督する等の権限がある第三者専門職の後見等監督人が選任される場合もあります。

その費用(専門職後見人等への報酬)は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われることとなります。

3 後見人等に関する注意事項

後見人等は、本人の意思を尊重し、かつ心身の状態や生活状況に配慮しながら、適切な介護や治療を受けさせなければなりません。

本人の財産は、本人の身上監護のために使わなければならないが、したがって、原則として、本人の財産を以下の目的には使用できません。

- (1) 株式等への投資など、投機的な資金の運用をすること。
- (2) たとえ事業のためでも、本人の財産を担保にして借金すること。
- (3) 第三者への贈与や貸付
- (4) 本人の配偶者や子、孫など親族への贈与や貸付(相続税対策を目的とする贈与も同様です。)
- (5) その他、本人の不利益になること

※1 後見人等の職務は、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、本人が亡くなるまで続きます。保険金の受領や遺産分割など当初の目的だけが達成されれば終わるというものではありません。

※2 後見人等が本人の財産に損害を与えれば**賠償をする責任**を負うこととなります。また、悪質な場合には業務上横領などの**刑事責任**を問われることもあります。

成年後見制度利用をお考えの方へ

ここでは、後見制度と大阪家庭裁判所での申立手続の概要を説明します。

なお、この説明書のほか、最高裁判所作成のパンフレット『成年後見制度-利用をお考えのあなたへ-』も併せて参考にしてください。

パンフレットは、家庭裁判所に備え置いてあるほか、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp> の「後見ポータルサイト」の「資料・ビデオ」の資料の1つとして掲載されています。

また、「後見ポータルサイト」の「資料・ビデオ」では、「動画配信」において「成年後見制度に関する動画」をご覧ください。

第1 成年後見制度について説明します。

1 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神的疾病などにより必ずしも判断能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人の権利や財産を守り、本人を法律的に支援する制度です。

例えば、預貯金の解約、保険金の受領、不動産の売買などを行うには、その行為をすることによって、自分がどのような利益を受け、どのような不利益を被るかを十分理解する必要がありますが、本人自身がそうした判断ができないか、援助が必要な状況にある場合には、本人の代わりに判断したり、本人を援助したりする人を決める必要があります。

成年後見制度のうちの法定後見は、さらに次の3つの類型からなり、本人の判断能力の程度によってどの類型になるかが決まります。

- (1) 『後見』 本人の判断能力が全くない場合
- (2) 『保佐』 本人の判断能力が著しく不十分な場合
- (3) 『補助』 本人の判断能力が不十分な場合

2 後見とは？

- (1) 本人の判断能力が全くない場合、つまり、自分の行為の結果について合理的な判断ができず、自己の財産を管理・処分できない状態にある場合は、後見の類型に該当します。日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の方です。

なお、調子がよい時はある程度判断できても、判断できない状況が通常の状態であるような場合も、後見に該当します。

- (2) 本人の判断能力の程度が後見に該当する場合、家庭裁判所は、「後見開始」の申立てに基づき審理をして、後見開始の審判をすると同時に、職権で「成年後見人」を選任します。成年後見人には、本人の身上監護(介護サービス利用契約、診療契約、施設の入退所契約などの締結)や財産管理(預貯金の出し入れ、不動産の管理・処分などの行為)について、法律により代理権が付与されます。

なお、成年後見人になったからといって、本人の財産が成年後見人のものになるわけではありませんので、ご注意ください。

3 保佐とは？

- (1) 本人の判断能力が著しく不十分な場合、つまり、日常的に必要な買い物程度は単独でできるものの、不動産の売買や金銭の貸し借り、相続問題の処理などの重要な行為について合理的な判断ができない状況にある場合は、保佐の類型に該当します。
- (2) 本人の判断能力の程度が保佐に該当する場合、家庭裁判所は、「保佐開始」の申立てに基づき審理をして、保佐開始の審判をすると同時に、職権で「保佐人」を選任します。保佐人には、民法13条1項に定める行為（重要な法律行為）について同意権が付与され、本人が保佐人の同意を得ないでした行為の取消権を有することになります。
主な行為は以下のとおりです。
 - ① 預貯金の払戻し
 - ② 借金をすること、または借金の保証人になること
 - ③ 不動産や高額な商品の売買
 - ④ 自己の財産を他人に贈与すること
 - ⑤ 相続の承認、放棄、遺産分割など相続問題の処理
- (3) 保佐開始の審判によって、保佐人には、同意権、取消権が付与されますが、それだけでは、ある特定の行為を本人に代わって行うことはできません。もし、その必要がある場合は、「代理権の付与」の申立てをする必要があります。ただし、代理権付与のためには、本人の同意が必要となります。
- (4) 民法13条1項に定める行為以外に、同意権、取消権の行使が必要となる場合は、「保佐人の同意を要する行為の定め」の申立てをすることができます。

4 補助とは？

- (1) 本人の判断能力が不十分な場合、つまり、財産の管理、処分は一応独力でできるかもしれないが、本人の財産を守るために、念のため、誰かに援助してもらったほうがよい場合には、補助の類型に該当します。
- (2) 本人の判断能力の程度が補助に該当する場合、家庭裁判所は、「補助開始」の申立てに基づき審理をして、補助開始の審判をすると同時に、職権で「補助人」を選任します。ただし、後見開始、保佐開始と異なり、「補助開始」の申立ては、本人以外の方が申し立てる場合、申立てそのものに本人の同意が必要です。
- (3) 「補助開始」の申立てと共に「補助人の同意を要する行為の定め」の申立てをすることによって、民法13条1項に定める行為の一部について同意権が付与されます。同様に「代理権の付与」を申し立てることによって代理権が付与されます。
なお、いずれの場合においても、本人の同意が必要です。

5 任意後見制度とは？

法定後見と異なり、本人があらかじめ公正証書（公証人役場で作成）で結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になった時に、任意後見人が本人を援助する制度です。

家庭裁判所が、申立てに基づき審理をして、「任意後見監督人」を選任したときから、任意後見契約の効力が生じます。

第2 後見等開始の申立てにおける留意事項

成年後見制度の手續においては、本人の保護を図るという目的から、成年後見、保佐及び補助（以下「後見等」といいます。）開始事件については、いったん申し立てた手續を途中で取り止める（これを「取下げ」といいます。）には、裁判所の許可が必要になりますので、簡単に取下げをすることはできません。

申立てをするにあたっては、以下の事柄をもう一度ご確認ください。

1 いったん後見等が開始すると、本人が能力を回復されるか、亡くなるまで続きます。

いったん後見等開始が決定されますと、判断能力が回復するか、本人が亡くなるまで、後見等が続きます。保険金の受領や遺産分割など、申立ての当初の目的が達せられても、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」といいます。）としての役目は終わりません。

後見人等は、自分の都合で、途中で辞めることはできません。辞任という制度はありますが、辞任をするためには、家庭裁判所に申立てをして許可を得ることが必要になります。辞任は、正当な事由（高齢、病気、遠方に転居等）がないと許可されません。

2 本人の財産は、本人のことにしか使えません。後見人等の不正が認められると、解任されたり、損害賠償を求められたり、刑事責任を問われることがあります。

後見人等は、本人を保護し、その利益を守る人ですので、本人の不利益になるような行為をしてはいけません。例えば、以下のような事柄は原則としてできません。

- (1) 本人の財産を贈与すること
- (2) 本人の財産を寄付すること
- (3) 本人の財産を使って後見人や他の方の借金を返済すること
- (4) 本人の財産を使って投機的な運用をすること
(例えば、元本が保証されない金融商品等で運用すること)
- (5) 本人の財産を扶養親族とは認められない方の生活費に使うこと
- (6) 本人に不利益な遺産分割をすること
- (7) 本人に退院の見込みがないにもかかわらず、本人の引取りを理由とした後見人の自宅の改築費用を、本人の財産から負担すること

3 申立人が挙げた候補者が後見人等に選任されるとは限らず、第三者専門職が選任されることがあります。また、申立人が挙げた候補者が選任された場合であっても、後見等監督人が選任されたり、後見制度支援信託又は後見制度支援預金（以下「後見制度支援信託等」といいます。）を活用することがあります。

裁判所は、申立人の意見以外に、本人や他の親族の意見、予定される後見等事務の内容、本人や候補者の資産状況、これまでの本人との生活関係などを総合的に判断して、後見人等を決定します。申立人は、自身や親族等を後見人等の候補者とし

て挙げることができますが、その場合であっても、必ずしも候補者が選任されるとは限らず、第三者専門職が選任されることがあります。

また、第三者専門職が後見人等に選ばれた場合には、その費用（専門職後見人等への報酬）は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定し、本人の財産から支払われることとなります。

候補者を後見人等に選任する場合でも、後見制度支援信託等を利用し、あるいは、後見等事務の内容を専門的に監督する必要があると裁判所が判断したときには、弁護士や司法書士等を後見等監督人に選任することがあります。後見等監督人を選任した場合の費用（報酬）も家庭裁判所が公正な立場から金額を決定し、本人の財産から支払われることとなります。なお、後見制度支援信託等を利用できるのは、成年後見又は未成年後見の場合に限られます。

また、候補者を後見人等に選任する場合も、後見制度支援信託等の利用を前提とし、まずは専門職後見人を選任して信託等の契約を締結した後に、改めて親族を後見人として選任することや、候補者を選任した後で、途中から第三者専門職を後見人等に選任したり、後見等監督人を選任することがあります。

なお、後見人等や後見等監督人の選任について、不服申立てはできません。

4 後見人等は、家庭裁判所の監督を受けることとなります。

家庭裁判所は、後見人等が本人のために適正に職務を行っているかどうか監督する責任があり、後見人等は家庭裁判所の監督に応じる義務があります。家庭裁判所に定期的に報告書を提出するために日頃から金銭出納帳を付けたり、領収書類を整理しておく必要があります。

5 後見等の終了について

後見等の手続は、本人が能力を回復するか、亡くなるまで続きます。申立ての直接の目的（遺産分割、保険金受領など）を達したとしても、後見等が終了するまで後見人等として財産管理等を行い、家庭裁判所の監督を受けることとなります。

6 受理面接について

申立てにかかる事情等をお聞きするため、後日、申立人に裁判所に来ていただく場合があります。

7 申立書等の書類や資料は、本人や親族に見せたり、コピーされることを前提として作成してください。また、提出された書類や資料はお返しできません。

本人や親族は、閲覧や謄写の請求をし、裁判官がこれを許可すれば、後見等の審判事件の記録を見たりコピーしたりすることができます。

8 手続費用は申立人負担が原則です。

手続費用は申立人負担が原則です。ただし、申立書3ページの「手続費用の上申」の「手続費用については、本人の負担とすることを希望する。」にチェックされた場合、申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用及び鑑定費用については、上申に基づき、これらの費用の全部又は一部について、本人負担とすることができる場合があります。

第3 後見等開始の申立てとその後の家庭裁判所での手続について説明します。

1 申立てができる人

本人、配偶者、4親等内の親族、法定後見人等、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長、検察官です。

4親等内の親族とは、本人からみて主に次の人たちになります。

- (1) 親、祖父母、曾祖父母、子、孫、ひ孫
- (2) 兄弟姉妹、甥、姪
- (3) おじ、おば、いとこ
- (4) 配偶者の親・子・兄弟姉妹・甥・姪・おじ・おば
- (5) 親・子・兄弟姉妹・甥・姪・おじ・おばの配偶者

2 申立てをする裁判所（管轄）

本人の住所地（施設、病院など生活の本拠がある場所のことで、必ずしも、住民票上の住所と一致しません。）を管轄する家庭裁判所になります。

大阪府下の管轄については、「管内支部等所在地一覧」（13ページ）をご覧ください。また、他の都道府県下の場合は、各家庭裁判所の窓口にお尋ねください。

3 申立てに必要な書類等

成年後見申立てセットの封筒裏面の『申立てに際してご用意いただく書類等』に一覧記載していますので、ご確認ください。

なお、管轄の家庭裁判所によって、必要とされる書類等が異なることがありますので、この申立てセットを使用して他の都道府県の裁判所に申立てをされる場合は、念のため当該家庭裁判所に確認することをお勧めします。

4 一般的な手続（審理）の流れについて…下記のとおりです



【制度・手続の説明をし、申立てに必要な書式や参考になるパンフレットをセットでお渡しします。】

【申立人は、必要な書類(切手、収入印紙を含む)がそろったら裁判所に発送(又は持参)します。家庭裁判所は、その書類が到着したら、受け付けた上、立件します。】

【申立書等に記載されている内容を直接申立人、候補者、本人等から確認します。なお、この受理面接は、事案により必要な場合のみ行います。】
※受理面接は、大阪家庭裁判所、同堺支部、同岸和田支部で行っています。

【関係者に対する面接調査や意向調査を行います(受理面接を受けられた方は、その分は不要になります)。事案により、一部省略されることがあります。】

【事案により鑑定が不要とされる場合があります。】

【申立書等の提出書類、調査の結果、鑑定をした場合の結果等を裁判官が検討します。】

【必要な書類がすべて整っている標準的なケースで、かつ調査等に困難がなければ、申立てから1～2か月程度で審判が出ます。鑑定を行う場合は、そのための期間分だけさらに延びます。】

【事案によりますが、後見人等が審判書謄本を受領してから2週間経過後に確定します。】
※確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記を依頼します。依頼後しばらくして、法務局で登記事項証明書の発行を受けることができます。

【後見人等に選任された方は、確定後速やかに本人の財産状況を調査し、定められた期間内に、財産目録・収支予定表を作成して、家庭裁判所に提出してください。】

★この他、後見人等としての役割・任務については、申立後の手続の中でお渡しする成年後見人等ハンドブックをよくお読みください。

【その後は、家庭裁判所が指定した時期に、原則として毎年、家庭裁判所へ財産目録等の提出や後見等の状況報告などを自主的に行っていただきますので、適切な財産管理に努めてください。】

管内支部等所在地一覧

裁 判 所	所 在 地	管 轄 区 域
大阪家庭裁判所 後見センター	〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-13 TEL 06-6943-5872 (申立セットについての問合せ専用)	大阪市、池田市、箕面市、 豊中市、吹田市、摂津市、 茨木市、高槻市、東大阪市、 八尾市、枚方市、守口市、 寝屋川市、大東市、門真市、 四條畷市、交野市、豊能郡、 三島郡
大阪家庭裁判所 堺支部 後見センター	〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-28 TEL 072-223-8949	堺市、高石市、大阪狭山市、 富田林市、河内長野市、 羽曳野市、松原市、柏原市、 藤井寺市、南河内郡
大阪家庭裁判所 岸和田支部 後見センター	〒596-0042 岸和田市加守町4-27-2 TEL 072-441-6804	岸和田市、泉大津市、 貝塚市、和泉市、泉佐野市、 泉南市、阪南市、泉北郡、 泉南郡

大阪以外に、本人の住所地がある場合は、その住所地を管轄する家庭裁判所の管轄となりますので、当該家庭裁判所までお問い合わせください。